

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                         |
|-------|------------------------------|
| 11    | 地方税料金の徴収、または調査に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野原町は、地方税料金の徴収、または調査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

長野原町長

## 公表日

平成27年4月30日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                  |  |
|---------------------------------------|--|
| ①事務の名称                                | 地方税料金の徴収、または調査に関する事務   |
| ②事務の概要                                | 町(県)税及び国民健康保険税の滞納整理及び処分に関すること。   |
| ③システムの名称                              | 収滞納管理システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名                        |  |
| 収納情報ファイル・処分情報ファイル・折衝記録情報ファイル・口座情報ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用                            |  |
| 法令上の根拠                                | ・番号法第9条第1項 別表第一の16.59.68の項<br>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第46条及び第50条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携              |  |
| ①実施の有無                                | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                               | 番号法第19条第7号 別表第二<br>1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署                     |  |
| ①部署                                   | 町長部局税務課住民税係  |
| ②所属長                                  | 税務課長   |
| 6. 他の評価実施機関                           |  |
| なし                                    |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                |  |
| 請求先                                   | 町長部局町総務課 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原66番地3 0279-82-2244(代表)   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ              |  |
| 連絡先                                   | 町長部局税務課住民税係  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成29年2月15日 時点     |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成29年2月15日 時点     |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

